

質	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
	ア. ～ケ. [略]	[略]
	(4) [略]	[略]
施設・設備	(5)・(6) [略]	[略]

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

	検査項目	基準
学校の清潔	(1)～(3) [略]	[略]
ネズミ、衛生害虫等	(4) [略]	[略]
教室等の備品の管理	(5) 黒板面の色彩	ア) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 イ) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。

質	(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質	
	ア. ～ケ. [略]	[略]
	(4) [略]	[略]
施設・設備	(5)・(6) [略]	[略]

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

1 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

	検査項目	基準
学校の清潔	(1)～(3) [略]	[略]
ネズミ、衛生害虫等	(4) [略]	[略]
教室等の備品の管理	(5) 机、いすの高さ	机面の高さは、座高/3+下腿長、いすの高さは、下腿長であるものが望ましい。
	(6) 黒板面の色彩	ア) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 イ) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。